

特許出願「偉人カレンダー」拒絶査定審決取消請求事件：知財高裁平成 24(行ケ)10043・平成 25 年 3 月 6 日(3 部)判決<請求棄却>⇒特許ニュース No. 13462

### 【キーワード】

特許法 2 条 1 項(発明の定義), 特許法 29 条 1 項柱書(自然法則の利用性), 特許法 29 条 2 項(発明の進歩性)

### 【事 実】

#### 1 特許庁における手続の経緯

原告(財団法人幡谷教育振興団体)は, 発明の名称を「偉人カレンダー」とする発明について, 平成 22 年 4 月 9 日に特許出願をした(特願 2010-90691。以下「本願」という。)が, 平成 23 年 7 月 20 日付けで拒絶査定がされたので, 同年 10 月 21 日, 拒絶査定不服審判(不服 2011-22701 号事件)を請求したが, 同年 12 月 16 日, 「本件審判の請求は, 成り立たない。」との審決(以下「審決」という。)がされ, その謄本は平成 24 年 1 月 5 日に原告に送達された。

#### 2 特許請求の範囲

平成 23 年 7 月 6 日付け手続補正書により補正された特許請求の範囲【請求項 1】の記載は次のとおりである((A)~(C)の符号及び分説は審決による。)

「(A) 西暦年度, 見出し, 偉人図又は写真及び前記偉人図又は写真の近傍に当該偉人の読み方を併記した偉人名記載欄並びに読み方を示した当該偉人の偉人伝要約欄を有する 1 月から 12 月までのカレンダーに使用する偉人表示欄を表記した表紙と,

(B) 上部には当該偉人の読み方を併記した名記載欄と偉人図又は写真, 当該偉人に縁のある写真又は絵図表示欄, 偉人の出身地を示した地図, 偉人の生存期間記載欄を設け, 中央部には代表的な業績を読み方とともに記載した偉人伝要約欄, 偉人の生涯, 業績, エピソードを読み方とともに記載した偉人伝概説欄を設け, 下部には年度欄, 月表示欄, 曜日欄, 日付欄を設けたカレンダー部と,

(C) からなることを特徴とする偉人カレンダー。」(以下「本願発明」といい, 上記手続補正書により補正された明細書及び図面を併せて「本願明細書」という。)

#### 3 審決の理由

審決の理由は, 別紙審決書写しのとおりであり, その要旨は, 次のとおりである。

(1) 本願発明の創作的特徴は, 情報の単なる提示にすぎず, 情報の内容をど

のようにするかは、人間の精神活動そのものであって、上記情報の提示に技術的特徴を見いだすことができず、自然法則を利用した創作ということができない。したがって、本願発明は、特許法2条1項にいう「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当しないから、同法29条1項柱書に規定する要件を満たしていない。

(2) ア 仮に、本願発明が特許法上の発明であるとしても、本願発明は、本願の出願前に頒布された特開平8-183270号公報(以下「刊行物1」という。甲22)に記載された発明(以下「引用発明」という。)及び登録実用新案第3099048号公報(以下「刊行物2」という。甲23)記載の事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

イ 審決が、上記アの判断を導く過程において認定した引用発明、本願発明と引用発明との一致点及び相違点は、次のとおりである。

(ア) 引用発明

「上部には西暦年度と見出しを表記し、中央部には月欄・番号短歌欄及び作者名欄を有する1月から12月までのカレンダーに使用する各月使用短歌絵図を表記し、下部には解説欄を設けるとともに百人一首と表記した表紙と、上下方向中央より若干下方に横切取線18を設け、前記横切取線18より上方に短歌絵図欄6dと番号・短歌欄6bと解説欄6gを設け、横切取線18より下方に年度欄14d、月欄14a、15a、曜日欄14b、15b及び日付欄14c、15cを設けた各月カレンダーと、からなる百人一首カレンダー。」

(イ) 本願発明と引用発明との一致点

「西暦年度、見出し、1月から12月までのカレンダーに使用する情報表示欄を表記した表紙と、上部及び中央部には図又は写真とそれに関連した情報を記載した情報部を設け、下部には年度欄、月表示欄、曜日欄、日付欄を設けたカレンダー部と、からなる情報を有するカレンダー。」

(ロ) 本願発明と引用発明との相違点

a 相違点1「表紙に関し、本願発明は「偉人図又は写真及び前記偉人図又は写真の近傍に当該偉人の読み方を併記した偉人名記載欄並びに読み方を示した当該偉人の偉人伝要約欄を有する1月から12月までのカレンダーに使用する偉人表示欄を表記した」と特定されているのに対し、引用発明は、1月から12月までのカレンダーに使用する情報を表記するものの、本願発明のようなものではない点。」

b 相違点2「カレンダー部の情報部に関し、本願発明は「上部には当該偉人の読み方を併記した名記載欄と偉人図又は写真、当該偉人に縁のある写真又は絵図表示欄、偉人の出身地を示した地図、偉人の生存期間記載欄

を設け、中央部には代表的な業績を読み方とともに記載した偉人伝要約欄，偉人の生涯，業績，エピソードを読み方とともに記載した偉人伝概説欄を設け」と特定されているのに対し，引用発明は，短歌絵図欄 6 d と番号・短歌欄 6 b と解説欄 6 g が設けられているものの，本願発明のようなものではない点。」

c 相違点 3 「カレンダーに関し，本願発明は「偉人カレンダー」と特定されているのに対し，引用発明は，百人一首カレンダーである点。」

#### 【判 断】

1 本願発明の特許法 29 条 1 項柱書要件該当性についての判断の誤り（取消事由 1）について

(1) 審決は，本願発明の創作的特徴は情報の単なる提示にすぎず，情報の内容をどのようにするかは人間の精神活動そのものであって，上記情報の提示に技術的特徴を見いだすことができず，自然法則を利用した創作ということができないとして，本願発明は，特許法 2 条 1 項にいう「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当せず，同法 29 条 1 項柱書に規定する要件を満たしていないと判断したものであるところ，原告は，発明とは，同法 2 条 1 項で定義されているとおり，自然法則を利用したものであること，技術的思想であること，創作であること，高度のものであることが要件であり，本願発明は発明の要件を具備しており，審決の判断は誤りであると主張する。そこで，本願発明が，特許法 2 条 1 項に規定された「発明」に該当するかについて，以下に検討する。

(2) ア 特許法 2 条 1 項は，発明について，「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と規定する。ここにいう「技術的思想」とは，一定の課題を解決するための具体的手段を提示する思想と解されるから，発明は，自然法則を利用した一定の課題を解決するための具体的手段が提示されたものでなければならず，単なる人為的な取決め，数学や経済学上の法則，人間の心理現象に基づく経験則（心理法則），情報の単なる提示のように，自然法則を利用していないものは，発明に該当しないというべきである。そして，上記判断に当たっては，願書に添付した特許請求の範囲の記載全体を考察し，その技術的内容については明細書及び図面の記載を参酌して，自然法則を利用した技術的思想が，課題解決の主要な手段として提示されているか否かを検討すべきである。

イ これを本願発明についてみるに，本願の特許請求の範囲【請求項 1】の記載は前記第 2 の 2 記載のとおりであり，本願明細書には，図面（別紙参照）とともに以下の記載がある。

「【技術分野】

【0001】

本発明は、一般家庭や職場等に掛けて、毎日利用されているカレンダーの改良に関する発明である。

【背景技術】

【0002】

従来のカレンダーは、風景や動植物等の写真又は絵と共に年月日及び曜日に  
関する情報のみを記載したものが多く、一般家庭や職場等で日常生活を送りな  
がら教養を養うことのできるカレンダーは殆ど存在しなかった。

【0003】

例えば、特許文献1には、日本古来の短歌、特に百人一首を覚えられるよう  
に作られたカレンダーの発明が公開されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開平8 - 183270号(判決注：刊行物1。甲22)

【0005】

しかしながら、上記発明は、毎日見るカレンダーにより、日本古来の代表的  
な百人の歌人の歌を覚えるという目的で作られており、社会人として必要な幅  
広い知識を身につけることや、また、学業に役立つ教養を養うという意味では  
十分でなかった。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

そこで、本発明は、一般家庭や職場等で日常生活を送りながら、偉人及び偉  
人に関する情報を自然に覚え教養を養うことのできるカレンダーを提供するこ  
とを目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本発明は、上記の課題を解決するために、西暦年度、見出し、偉人図又は写  
真及び前記偉人図又は写真の近傍に当該偉人の偉人名記載欄並びに当該偉人の  
偉人伝要約欄を有する1月から12月までのカレンダーに使用する偉人表示欄  
を表記した表紙と、上部には当該偉人名記載欄と偉人図又は写真を設け、中央  
部には当該偉人伝要約欄、偉人伝概説欄を設け、下部には年度欄、月表示欄、  
曜日欄、日付欄を設けたカレンダー部と、からなることを特徴とする偉人カレ  
ンダーの構成とした。

.....

【発明の効果】

【0009】

本発明は、.....毎日見るカレンダーで、偉人及び偉人に関する情報を自然に

覚え、社会人として必要な幅広い知識を身につけるとともに学業に役立つ教養を養うことができる。」

ウ(7) 上記記載によれば、本願発明は、①提示情報を偉人情報とし、②提示態様を特定の提示項目及び特定の配置とし、③それを表紙及びカレンダー部によりなるカレンダーに定着させ、これによって、④毎日見るという特性を有するカレンダーとする、という具体的手段により、ユーザに偉人に関する知識を自然に習得させる、という課題を解決するものである、と認められる。以下、上記 ~ について、それぞれ検討する。

#### ① 提示情報を偉人情報とすること

本願発明は、社会人として身に付けるべき知識又は学業に役立つ教養として、偉人に関する知識が必要であるとの認識の下、提示すべき情報として偉人情報を採用した。

しかしながら、提示する情報が、社会人として身に付けるべき知識、学業に役立つ教養であるか否かという判断は、自然法則とは無関係な人間の主観に基づく選択にすぎず、その結果として偉人情報を採用することについても、たとえ採用に至る過程で何らかの労力を伴ったとしても、単なる人為的な取決めにすぎない。

#### ② 提示態様を特定の提示項目及び特定の配置とすること

本願発明において、偉人カレンダーの表紙は、本願明細書(甲24)の【図1】に例示されているように、西暦年度と、見出しと、1月から12月までのカレンダーに使用する偉人表示欄とを有し、それぞれの偉人表示欄は、偉人図又は写真と、当該偉人図又は写真の「近傍」に設けられ、当該偉人の読み方を併記した偉人名記載欄と、読み方を示した当該偉人の偉人伝要約欄とを有する。

しかしながら、表紙において偉人情報を提示する際、提示すべき事項としてどのような情報を選択するかは、発明者の主観に基づく単なる人為的な取決めにすぎず、また、その結果として特定された提示項目の集合についても、情報の単なる提示の域を超えるものではない。また、「偉人図又は写真」の近傍に「偉人名記載欄」を配置すれば、これらの情報の関連の視認性(見やすさ、分かりやすさ)が高まるといった一定の効果が認められるものの、そのような提示形態自体は、何ら自然法則を利用した具体的手段を伴うものではなく、情報の単なる提示の域を超えるものではない。

また、本願発明のカレンダー部は、本願明細書の【図2】に例示されているように、(a)カレンダー部の「上部」に、当該偉人の読み方を併記した名記載欄と偉人図又は写真、当該偉人に縁のある写真又は絵図表示欄、偉人の出身地を示した地図、偉人の生存期間記載欄を設け、(b)カレンダー部の「中央部」に、代表的な業績を読み方とともに記載した偉人伝要約欄、偉人の生涯、業績、エピソードを読み方とともに記載した偉人伝概説欄を設け、

(c)カレンダー部の「下部」に、年度欄、月表示欄、曜日欄、日付欄を設けたものである。

しかしながら、カレンダー部において上記(a)～(c)の情報を提示する際、提示すべき事項としてどのような情報を選択するかは、発明者の主観に基づく単なる人為的な取決めにすぎず、その結果として特定された提示項目の集合についても、情報の単なる提示の域を超えるものではない。また、偉人情報に関する特定の事項と、カレンダー情報とを「上部」、「中央部」及び「下部」の3段組で配置すれば、情報を外観上整理して提示でき、その結果として、見やすさ、分かりやすさといった一定の効果が認められるものの、そのような提示形態自体は、何ら自然法則を利用した具体的手段を伴うものではなく、情報の単なる提示の域を超えるものではない。したがって、そのような提示形態を上記(a)～(c)の情報の配置に用いたとしても、情報の単なる提示の域を超えるものではない。

#### ③ 表紙及びカレンダー部よりなるカレンダーに定着させること

本願発明は、「偉人カレンダー」とされていることから、カレンダーという物品を特定していると認められるが、その構成については、表紙とカレンダー部とを有することが漠然と特定されているにすぎない。そして、本願明細書の発明が解決しようとする課題（【0006】）、課題を解決するための手段（【0007】、【0008】）及び発明の効果（【0009】）の記載によれば、本願発明は、カレンダーを用いて偉人情報を提示するという点に創作性がある発明として出願されたものと認められ、表紙及びカレンダー部のそれぞれは、偉人情報を提示するための紙面を提供するにすぎず、それ以上の情報提示の具体的手段を特定するものではない。そうすると、本願発明は、「表紙及びカレンダー部よりなるカレンダー」と特定することにより物品を形式的には特定しているものの、実質的には、偉人情報とカレンダー情報とが併記された複数枚の紙面、すなわち、情報を提示するための単なる紙媒体と何ら異なるものではない。

そうすると、「表紙及びカレンダー部とを有するカレンダー」といった、物品の漠然とした特定をもって、本願発明が自然法則を利用したものであると評価することはできない。

#### ④ 毎日見るという特性を有するカレンダーとすること

本願発明は、偉人情報の提示媒体として「毎日見るという特性を有するカレンダー」を用いること、すなわち、偉人情報を特定の提示形態で提示することによって、偉人に関する知識を自然に習得させるという効果を奏するものである。

偉人に関する知識を自然に習得させるために、毎日見るというカレンダーの特性に着目した点については、一定の創作性が認められるとしても、それは、専ら、人間の習慣（人間は日常生活において日にちや曜日を確認するこ

と)、及びカレンダーの利用態様(カレンダーは見やすい場所に設置されること)に基づくものにすぎず、自然法則に基づくものではない。また、偉人カレンダーを情報を提示する媒体とすることにより、ユーザに偉人に関する知識を自然に習得させるという効果は、人間の心理現象である認識及び記憶に基づく効果にすぎず、自然法則を利用したものであると評価することはできない。

(1) 以上に検討したとおり、本願発明は、その課題、課題を解決するための具体的手段として特定された構成、効果等の技術的意義を検討しても、自然法則を利用した技術的思想が、課題解決の主要な手段として提示されていると評価することができないから、特許法2条1項に規定された「発明」に該当するということができない。

(3) 原告の主張について

ア 登録されたカレンダーの発明及び考案が過去に多数存在するとの主張につき

原告は、刊行物1(甲22)の発明が、発明として特許されていること、甲2~19の登録例等を挙げて、本願発明について、発明であることを否定することは、極めて不公平であり、審査の整合性、統一性がないと主張する。

しかしながら、出願に係る発明についての特許要件の判断は、出願ごとに各別になされるものであるから、ほかにカレンダーに係る発明、考案の登録例が存在することは、本願発明の特許要件の判断を左右するものではなく、原告の主張は理由がない。

イ 審査基準によれば本願発明は発明に該当するとの主張につき

原告は、審査基準の「第部第1章産業上利用することができる発明」(甲21)の判断については、「発明を特定するための事項に自然法則を利用していない部分があっても、請求項に係る発明が全体として自然法則を利用していると判断されるときは、その発明は、自然法則を利用したものとなる」(2頁)と記載されているが、審決は、審査基準の上記記載と齟齬する判断手法を採用した誤りがあると主張する。

しかしながら、審査基準は、特許庁の判断の公平性、合理性を担保するのに資する目的で作成された判断基準であって、法規範ではないから、当裁判所の判断を拘束するものではなく、原告の上記主張は、主張自体失当である。

なお、仮に上記審査基準によっても、本願発明が全体として自然法則を利用していると判断することができないことは、上記(2)に説示したところから明らかである。

ウ 本願発明は情報の単なる提示ではないとの主張につき

原告は、本願発明は、偉人情報等の集合、情報等の配置(手段・方法)に特徴があり、審査基準が情報の単なる提示に当たらないとするケースに該当すると主張する。

しかしながら、審査基準に基づく主張が失当であることは上記イのとおり

である。

また、仮に上記審査基準によっても、本願発明の特定する提示形態は、情報の単なる提示の域を超えるものでないことは、上記(2)に説示したとおりである。

(4) 以上のとおり、本願発明は特許法2条1項に規定された「発明」に該当するということができないから、本願発明について、特許法2条1項にいう「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当せず、同法29条1項柱書に規定する要件を満たしていないとした審決の判断に誤りはない。

したがって、取消事由1は理由がない。

2 本願発明の進歩性についての判断の誤り（取消事由2）について

(1) 審決は、仮に本願発明が特許法上の発明であるとしても、本願発明は、引用発明及び刊行物2（甲23）記載の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから特許法29条2項の規定により特許を受けることができないと判断したものであるところ、原告は、審決には、刊行物1、2に記載の技術内容の認定に誤りがあるとともに、刊行物1、2記載の発明から予想できない本願発明の優れた効果を看過した誤りがあると主張するので、以下に検討する。

(2) ア 原告は、刊行物1（甲22）は、百人一首（短歌）を使用者に記憶させることをテーマにしたカレンダーであり、偉人情報を使用者に記憶させることをテーマとする本願発明とはその情報内容が異なるから、百人一首用の情報様式があるからといって本願発明の各種偉人情報を導き出すことはない、刊行物2には、偉人要約については何ら特定されていない上、カレンダーの裏面に記載されている（【図3】、【0010】、【0015】等）から、カレンダー片を裏返さなければ偉人の情報を十分知ることはできず、また、偉人は誕生月日と関連して当該月日の欄に記載されているから、当該月日でないところに記載の偉人情報はあえて見ない限り目にとまらないなどと主張する。

イ 刊行物1（甲22）に記載された百人一首カレンダー（引用発明）は、その特許請求の範囲及び明細書の記載によれば、一般家庭の各部屋・事務所及び店舗等に掛けて置き、毎日利用されているカレンダーの改良に関するものであり（【0001】）、従来のカレンダーでは教養を養う機能を有するカレンダーは存在せず、特に、日本古来の短歌（百人一首）を見て覚えるためのカレンダーは全く存在しなかったところ（【0003】）、毎日1度は見るカレンダーにより、日本古来の文化である短歌、特に百人一首を見て自然に覚えられるとともに、当該月が経過して不要になったカレンダー中に描かれている絵図及び短歌を切り取り、額に入れ保存できるカレンダーを提供することを目的とし（【0004】）、かかる課題を解決するために、請求項1、2の構成を採用した結果、教養カレンダーを使用することにより日本古



来の文化である短歌に自然に親しむことができる、使用済の日付曜日記載部を切取線より切り取り、好みの短歌絵図記載欄のみを残し、額に入れ絵図を鑑賞することができるとともに短歌を覚えることができ百人一首に関する教養を養うことができるとの効果を奏するものである（【0019】）と認められる。

一方、刊行物2（甲23）には、カレンダーに偉人に関する情報を提示することが開示されている。

そして、百人一首に関する情報も偉人に関する情報も、いずれも養うべき教養の一種であるという点で共通するから、引用発明に刊行物2の記載事項を適用して、引用発明における百人一首に関する情報を偉人に関する情報に変更することに格別の困難は認められない。その場合、月カレンダー及び表紙のそれぞれにおいて、百人一首に関する情報に換えて、偉人に関する情報をどのような提示形態（提示項目及びその配置）で提示するかは、当業者が適宜選択し得る事項にすぎず、格別の困難はない。

また、刊行物1には、短歌を読みやすくするために楷書体で印刷することも開示されており（【0013】）、偉人名の漢字等が難解、旧字等であっても、小学生などでも読みやすいように読み方を併記することは、歴史の教科書等でなされている慣用手法にすぎないから、偉人名等が読みやすいように読み方を併記することは、適宜なし得る設計事項にすぎない。

原告が刊行物2について主張する上記各点についても、審決は、刊行物2に記載された事項としては、「カレンダーに偉人に関する情報を記載すること」（6頁29行～30行）を認定したのであって、その認定に誤りはなく、その記載事項を引用発明に適用できることは、上記に説示したとおりであるから、原告の上記主張は、審決を正解しないものというほかなく、理由がない。

(3) 本願発明の奏する効果についても、刊行物1に記載の百人一首カレンダーは、毎日1度は見るカレンダーにより百人一首に関する教養を養うことができるようにしたものであり、このような効果を奏する百人一首カレンダーを主たる引用発明として、百人一首に関する情報を刊行物2記載の偉人に関する情報に換えた場合、偉人に関する教養を養うことができるとの効果を奏することは当然のことであり、その効果は、当業者が予想できる範囲のものである。

(4) 以上検討したところによれば、本願発明は、引用発明及び刊行物2記載の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとした審決の判断に誤りはなく、取消事由2は理由がない。

### 3 結論

以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、ほかに審決にはこれを取り消すべき違法はない。よって、主文のとおり判決する。

## 【論 説】

1. この審決取消請求事件の判決を一読して思うことは、審判部も裁判所も、特許法の保護対象としての発明の定義の解釈にぶれが見られることである。ということは、本願発明に係る「偉人カレンダー」は特許法29条1項柱書に規定する「発明」、即ち「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当しないと認定しておきながら、仮にそれが特許法上の発明であると、出願前公知の刊行物1（特開平8 - 183270号公報）に記載の発明と刊行物2（登実第3099048号公報）に記載の事項に基づいて、当業者が容易に発明することができたものとして、特許法29条2項を適用しているからである。

それほどに、「カレンダー」という物品に係る技術的思想の創作は、そのレベルの高低は別として、平面部材における各種のアイディアの表現を以って技術的な思想を創作展開することは可能である。となると、自然法則を利用したものといえるかどうかの判断は紙一重となるものかも知れない。

2. ところで、本願発明の「特許請求の範囲」は前記〔事実〕に記載したとおりであるところ、問題はカレンダーの平面紙上に設けている記載欄や表示欄のことではなく、その各欄に具体的に何を記載したり表示したりするかというものについてクレームしていることにある。

それについて裁判所は、これらは 提示情報を偉人情報とすること、 提示態様を特定の提示項目及び特定の配置とすること、 表紙及びカレンダー部よりなるカレンダーに定着すること、 毎回見るという特性を有するカレンダーとすることから成るものであるから、単なる人為的な取り決めすぎないとか、情報の単なる提示の域を超えるものでないとかを考えると、本願発明は自然法則を利用した技術的思想が、課題解決の主張な手段として提示されていると評価することができないから、特許法2条1項1号に規定する「発明」に該当するということとはできないと判示し、特許法29条1項柱書の要件を満たしていないと判断した審決には審決事由はないと判示したのである。

3. さらに裁判所は、審決にならって、本願発明が特許法上の発明であるとしてもと仮定して、特許法29条2項に該当する発明か否かを検討したところ、本願発明の構成内容は刊行物1（引用例）と刊行物2とから、当業者が適宜選択し得る事項であったり、適宜なし得る設計事項にすぎないものであるから、原告の取消事由2は理由がないと判示したのである。

しかしながら、もし審決が引用した公知例の中の技術内容が本願発明との間に距離があり、当業者が容易に発明できるとは到底いえないようなものであったならば、特許法29条2項は適用されないことになるだろう。すると、仮定の発明性の認定は、危険な場合があることに注視しなければならないだろう。

〔牛木 理一〕

(別紙)  
本願の図面  
【図1】



【図2】



刊行物 2 の図面

【図 3】

13
3
15

**■4月生まれの偉人伝**

**8日 釈迦** (B.C.196～B.C.386) インド・釈迦を祀るまたは釈迦を祀らぬ・仏教の開祖  
釈迦が生まれたのは釈迦が尼姑、名が「ゴータマ・シッダッタ。ネパールの地方、釈迦族王家の出身。太子としてあらゆる教育を受けて成長。29才で生死解脱の法を求めて出家。35才のとき静坐禪定に入り、大悟して仏陀になることを得る。仏、仏陀とは最高の尊である。経典を著し仏陀は、(西暦)八聖道(八正道)つまり、苦楽の二辺を離れた中道を歩むならんことを説いた。これは初転法輪と称する仏教のあつた重要な教義であり、最終的にはくやわす川における初転法輪から以後、数多くの弟子を得る。

**15日 レオナルド・ダ・ヴィンチ** (1452～1519) イタリア人・画家・彫刻家・建築家・科学者  
イタリア・ルネサンスの巨匠。幼くして数学その他の学問、音楽、特に絵画に秀でていた。彼の芸術は、「キリストの奇蹟」の天啓や「脱出告知」に見られる写実主義から、主観的視座内容の表現へと進出し、1割のようにより正確に自然を写すことな彼の志だが、工芸的視座内容を客観的に表現するための絶対的基準としての零式であり、これらの基本が「新演の致命」「最後の晩餐」である。他に「モナリザ」「アンギエリの馬」など、また彫刻、建築、絵画の他、自然科学にも造じ、船内編などを遺した。

**16日 チャールズ・スベンサー・チャップリン** (1889～1977) イギリス・アメリカ 喜劇映画俳優・映画監督  
7才から少年舞臺に出演して興業に立つ。1910年渡米。ハリウッド映画で次第に成功を収む。1917年映画製作所を設立し、独自の喜劇を制作。「キッド」「黄金狂時代」等を製作。社会風刺的喜劇「モダンタイムス」「輸入狂時代」「ライムライト」などがある。1966年世界平和勲章を受賞。

**17日 横田清隆** (1837～1919) 政治家  
土佐県出身。討幕急進論派で1868年幕府滅亡の後に大隈公使として出陣。維新後、明治新政府で参議として重責をなした。1875年に「愛国公党」を設立し、自由民権運動に奔走し、これが最初の結党である自由党を結成。1880年秋重責を譲渡に就かれたが、1893年自由党を離党。のち内容党大員となった。旧自由党が伊藤博文の、政友会となるに及び後進。余生は社会事業と相撲博覧に没した。

**■通関・月間**

**4月6日～4月15日 春の全国交通安全運動**  
1949(昭和23)年から「全国交通安全運動」(12月10日～12月18日)が国家地方警察本部(現在の警察庁)に設けられた。1952(昭和27)年から現在の警察本部の「交通安全運動」に移り、1962(昭和37)年から地方法(現在の総務省)交通部運輸本部により実施機関が決定されることになりました。

**4月10日～4月18日 女性週間**  
労働省(現在の厚生労働省)が1949(昭和24)年に「婦人週間」として制定。50年目の1998(平成10)年に「女性週間」と名称を改めました。1946(昭和21)年4月10日、戦後初の総選挙で初めて婦人選挙権が行使され、39人の女性代議士が誕生しました。

**4月28日～5月12日 こどもの読書週間**  
読書週間実行委員会(現在の読書推進協議会(前協議))が1957(昭和32)年に設立。2000(平成12)年に、「世界の本の日」からの一週間に変更されました。

●通関・月間は、年報にその日付が記載される場合があります。(2003年3月現在)

**■記念日**

**4月9日「参勤の日」**  
学習院協会が1864年に制定した日。入学式が行われることの多いこの日に、学習院の大切さをアピールするが目的。

**4月11日「メートル法公布記念日」**  
1921年のこの日、改正度量衡法が公布され、法律でメートル法を使うことが定められたことを記念して設けられた日。

**4月18日「開港の日」**  
1854年のこの日、開港法のもととなる開港地指定例が公布されたのを記念して、1954年に制定された日。

**4月28日「世界の本の日」**  
世界中の人が本をもつと結びこにより、教育や文化の発展を促進させようという団体の機関であるユネスコが制定した日。

**■読書週間**

**6・3制**  
普通、新設の各級で1947年(昭和22)年から実施された6・3・3(小・中・高)制の学校制度を意味しますが、直轄的には学校教育法に定める小学校5年制、中学校3年制の義務教育制度を指します。しかし異なる学校制度以上に、戦後改革の一環としての初等教育の理念、内容、制度を総合的に示しています。6・3制の特徴は、第1に憲法、教育基本法に基づき教育の機会均等の保障、第2に9カ年の義務教育の普及向上と男女差別の撤廃、第3に子どもの発達段階に即した一元的な単級制学校教育の創設にあります。今日では6・3制は国民の間に定着しており、その長所を承がした(多元的な柔軟な教育システム)の構築、が課題とされていきます。 (2004年3月現在)

**■ことわざ・漢文・和文**

**A drowning man will catch at a straw.**  
溺れる者は藁をも掴む  
溺れているときは、藁にならぬ藁でも掴んで取りかろうとする。危急の際には、どんなに頼りにならないものでもすがりつくということ。

**There is no royal road to learning.**  
学問に王道なし  
「王道」は、王のための特別の道。学問は楽事を頼んで地道に積み重ねてこそ身につくものであり、一足飛びに、楽得できる安易な方法などないということ。

**Pull (someone else's) chest nuts out of the fire.**  
火中の栗を拾う  
自分の利益にもならないのに、人のために無理に危険なことをすること。また、困難な事柄に突入る勇を鼓吹することなどという。

**You cannot see the wood for the trees.**  
木を見て森を見ず  
一木一石の利に注意を奪われて、健全性を失い、結果にこだわって全体を見失うことのため。

14
16
17